

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正案		現 行	
(事業の名称等) 第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。		(事業の名称等) 第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。	
事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称	事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
		(3) 入間都市計 画事業狭山台 土地区画整理 事業	入間市宮寺字宮ノ台、字宮野、 大字新久字富士塚、大字狭山ケ 原字霞野、字桜木、字碑ノ前、 大字狭山台字武蔵野、大字根岸 字東狭山、大字中神字新狭山、 字中狭山、字南狭山の各一部
(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業	略	(4) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業	略
(委員の定数) 第9条 法第56条に規定する土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）は、各事業ごとに設置し、法第57条の規定による審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。		(委員の定数) 第9条 法第56条に規定する土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）は、各事業ごとに設置し、法第57条の規定による審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。	
審議会の名称	委員の定数	委員の選出区分	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
		(3) 入間都市計 画事業狭山台 土地区画整理 審議会	15人 法第58条第1項の 規定により選挙さ れる委員 12人 法第58条第3項の 規定により選任さ れる委員 3人
(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理審 議会	略	(4) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理審 議会	略
2 略		2 略	

入間市特別会計条例新旧対照表（附則第2条関係）

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計</u></p> <p>(4) 入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計</p>

入間市商工業振興条例新旧対照表（附則第3条関係）

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 特定地域 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条の規定により工場立地調査簿に記載された工場適地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に基づく第二種中高層住居専用地域（<u>入間市狭山台一丁目及び二丁目</u>地内に限る。）、工業専用地域、工業地域、準工業地域若しくは市街化調整区域のうち、市長が特に認めた地域をいう。</p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 特定地域 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条の規定により工場立地調査簿に記載された工場適地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に基づく第二種中高層住居専用地域（<u>入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業地</u>内に限る。）、工業専用地域、工業地域、準工業地域若しくは市街化調整区域のうち、市長が特に認めた地域をいう。</p> <p>(6)～(9) 略</p>